

—政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第 536 号)

—当局政策関連—

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

国務院(中央政府)は1月19日、改定版「企業名称登記管理規定」を発表しました。企業設立時の社名決定について、これまでの事前認可制を、企業の自主申告に基づき登記できる自主申告制へ改めました。これにより企業は社名登記に関し、当局による事前認可が不要となります。企業は、「企業名称申告システム」または企業登記機関の窓口で関連情報や資料を提出し、使用予定の企業名称を調べ、名称重複の有無や同規定の条件を満たすかなどを確認した上で、企業名称を選択することが可能になります。それと同時に、企業は相応の法的責任を負うことを承諾する必要があります。同規定では企業名称に含めてはいけない要素や申告手続きなどに関するルールも明記しています。

また、中国人民銀行は20日、「非銀行決済機関条例」の意見募集案を発表し、パブリックコメントを開始しました。条例では非銀行決済事業者に対し、以下を定めています。

項目	内容
登録資本金	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 最低登録資本金が1億元 ✓ 自前資金による払込みが必要
株主の要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 直近3年間に重大なルール違反行為無し ✓ 重大なルール違反の疑いで当局より調査中または業務改善中の状態ではない
最終受益者の条件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ AML/CFT におけるウォッチリストの対象者や、非銀行決済事業者の健全性に大きな影響を有する人物は不可
株主による持株の質権設定	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 中国人民銀行での事前届出が必要 ✓ 当該株主の持ち株数に占める質権設定の株式割合につき50%を上限とする
独占禁止に係る市場シェア等条件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ①単独で市場シェアが2分の1、または②2社で市場シェアが3分の2、③3社で市場シェアが4分の3、になる場合、独禁法違反で分割などの可能性あり。但し、上記②、③において、市場シェアが10分の1未満である非銀行決済機関は、審査の対象外とする

更に、中国人民銀行は非銀行決済事業者の株主に対し「通貫型」（実質的支配者まで突き止める）監督管理を実施、出資金の移動経路や背景などを厳しく審査するとしています。

パブリックコメントでは既存の非銀行決済事業者に対し、事前準備に向けて1年間の猶予期間を設けていますが、条例施行後は、関連業界に大きな影響を与えると見られています¹。

以下、「企業名称登記管理規定」及び直近に公布された主な政策をお知らせ致します。

¹ 意見募集案の中国語原文は、下記の URL からダウンロードできます。

⇒ <http://www.pbc.gov.cn/rmyh/105208/4166553/index.html>

【政府当局の主な政策動向】

政府機関	政策名（公布日）	備考（趣旨）
<p align="center">国務院</p>	<p>企業名称登記管理規定 国務院令第 734 号 (2021.01.19)</p> <p>企业名称登记管理规定 国务院令 第 734 号 http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-01/19/content_5581091.htm</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 県級以上の政府の市場監督管理部門（以下、企業登記機関）は中国域内に設立された企業の企業名称の登記管理を担当する ➢ 省、自治区、直轄市政府の市場監督管理部門は、管轄区域において統一した企業名称申告システムと企業名称データベースを構築し、社会に開放する ➢ 企業が登記できる企業名称は1つのみであり、企業名は法的に保護される ➢ 企業名称は、行政区名、商号、業種または経営特性、組織形態から構成される ➢ 企業名称の業種または経営特性は、企業の主力事業と国民経済業種分類基準に基づき明示しなければならない。国民経済業種分類基準に規定されていない場合は、業種の商習慣や専門文献などを参照して表記することが可能である ➢ 企業名称には、次の情状があってはならない <ul style="list-style-type: none"> ● 国の尊厳または利益を損なう ● 社会の公共利益を損なうまたは社会の公共秩序を妨げる ● 政党、党・政府・軍機関、集団組織の名称及び略称、特定名称、部隊番号を使用する ● 外国(地域)、国際組織の名称及びその通用略称、特定名称を使用する ● わいせつ、ポルノ、賭博、迷信、テロ、暴力の内容を含む ● 民族、人種、宗教、性差別の内容を含む ● 公序良俗に反するまたはその他の悪影響を与える恐れがある ● 大衆を欺き、誤解を招く恐れがある ● 法律、行政法規及び国が禁止したその他の状況 ➢ 外国投資家の商号を使用する外資系企業の企業名称には、「(中国)」という文字を含めることが可能である ➢ 持株会社は、その企業名称となる組織形態の前に、「集団」若しくは「(集団)」という文字を入れることが可能である ➢ 資本関係がある、または授権を受けている企業の場合、その企業名称には、別の企業名称、若しくは別の法人や非法人組織の名称を含めることが可能である ➢ 企業名称は、申請者により自主申告される ➢ 申請者は、企業名称申告システム経由、または企業登記機関のサービス窓口で関連情報や資料を提出し、使用予定の企業名称を調べ、照会し、本規定の条件を満たす企業名称を選択することが可能である

政府機関	政策名（公布日）	備考（趣旨）
<p style="text-align: center;">国務院</p>	<p>企業名称登記管理規定 国務院令第 734 号 (2021.01.19)</p> <p>企业名称登记管理规定 国务院令 第 734 号 http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-01/19/content_5581091.htm</p>	<p>(続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 申請者は、企業名称の類似により、他の企業の合法的權益を損なう場合、法的責任を負うことを承諾しなければならない ➤ 企業登記機関は、企業名称申告システムを通じ提出された企業名称を2カ月間保留する。企業の設立または事業の開始に当局の認可が必要な場合、その企業名称を1年間保留する。申請者は、保留期間が満期になるまでに企業登記を完了しなければならない ➤ 企業名称の譲渡、若しくは他人に使用を許可する場合、関連企業は法に基づき国家企業信用情報公示システムを通じ社会に公開しなければならない ➤ 企業が、他の企業名称が当企業名称の合法的權益を侵害すると判断した場合、裁判所に起訴する、または侵害の疑いがある企業の名称登記を行った企業登記機関に対し処理するよう求めることが可能である。企業登記機関は申請を受理した後、調停を行うことが可能である。調停不成立の場合、企業登記機関は受理日から3カ月内に行政裁決を下さなければならない ➤ 裁判所若しくは企業登記機関は法に基づき企業名称の使用停止と判定を下した場合、企業は裁判所から発効した法律文書若しくは企業登記機関の処理決定を受けた日から30日以内に企業名称の変更登記を行わなければならない ➤ 本規定は2021年3月1日より施行する
<p style="text-align: center;">中国人民銀行等</p>	<p>商業銀行によるインターネット経由の個人預金業務の展開に係る事項に関する中国銀保監会弁公庁、中国人民銀行弁公庁の通知 銀保監弁発〔2021〕9号 (2021.01.15)</p> <p>中国银保监会办公厅 中国人民银行办公厅关于规范商业银行通过互联网开展个人存款业务有关事项的通知 银保监办发〔2021〕9号 http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/4162715/index.htm</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 商業銀行はインターネットを通じ個人向け預金業務を展開する際、インターネット技術等を利用し、関連規制を回避してはならない ➤ 商業銀行は非自行運営のインターネットプラットフォームを通じ定期預金及び一般預金（定期と不定期）の業務を行ってはならない。ここでいう業務とは、非自行運営のインターネットプラットフォーム経由で提供されたマーケティング・宣伝、商品のPR、情報提供、購入、キャンペーン（金利上乘せ）等のサービスを含む ➤ 本通知発布前の既存業務は満期時に終了となる ➤ インターネットを通じ預金業務を展開するその他の銀行業金融機関は本通知を適用する

政府機関	政策名（公布日）	備考（趣旨）
中国銀行 保険監督 管理委員会	<p>消費金融公司監督管理評価弁法（試行）に関する中国銀保監会弁公庁の通知（2021.01.13）</p> <p>中国銀保監会办公厅关于印发消费金融公司监管评级办法（试行）的通知 http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=958815&itemId=928</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 本弁法は中国本土において法に従い設立され、かつ開業してから1会計年度以上が経過した消費者金融会社の監督管理評価に対し適用する ➤ 各評価項目とそれぞれのウェイトについては以下の通りである。企業統治と内部統制（28%）、資本管理（12%）、リスク管理（35%）、専門サービスの品質（15%）、IT管理（10%） ➤ 消費者金融会社に対し1級、2級（A、B）、3級（A、B）、4級と5級の5段階7ランクを付ける。級数が高ければ高いほど、監督管理上より多くの注意を払う必要がある ➤ 評価点数とそれに対応するランクについては以下の通りである <ul style="list-style-type: none"> ● 90点以上は1級 ● 70点以上90点未満は2級、うち80点以上90点未満は2A、70点以上80点未満は2B ● 50点以上70点未満は3級、うち60点以上70点未満は3A、50点以上60点未満は3B ● 50点未満は4級 ● 正常な経営ができない場合は5級 ➤ 監督管理者は消費者金融会社に対する評価の結果を踏まえ、会社に存在するリスク及びその原因を深く分析し、会社ごとの総合監督管理計画を制定し、監督管理の重点を押さえ、オフサイトモニタリングと立入検査の実施頻度と範囲を決め、消費者金融会社に対し、発見した問題を速やかに是正し、その結果を報告するよう促す ➤ 評価の対象期間は前年の1月1日から12月31日。毎年4月末までに評価作業を終了する ➤ 本弁法は発布日から施行する
	<p>保険資産管理公司監督管理評価暫定弁法に関する中国銀保監会弁公庁の通知銀保監弁発[2021]5号（2021.01.12）</p> <p>中国銀保監会办公厅关于印发保险资产管理公司监管评级暂行办法的通知銀保監办发[2021]5号 http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/governmentDetail.html?docId=958449&itemId=879&generaltype=1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 保険資産管理会社に対する評価点数は100点満点。各評価項目とそれぞれの配点数については以下の通りである。企業統治と内部統制（20点）、資産管理能力（30点）、全面的なリスク管理（25点）、取引とオペレーションの安全確保（15点）、情報開示（10点） ➤ 保険資産管理会社に対しA、B、C、Dという4ランクに分類・評価する。Aランクとされた会社に対しては、監督管理につきオフサイトモニタリングを中心とし、商品開発や業務展開などの面で支援する。Dランクとされた会社に対しては、オフサイトモニタリングと立入検査を強化し、関連業務の展開を制限することが可能である

政府機関	政策名（公布日）	備考（趣旨）
<p>中国銀行 保険監督 管理委員会</p>	<p>保険資産管理公司監督管理評価暫定弁法に関する中国銀保監会弁公庁の通知銀保監弁発[2021]5号 (2021.01.12)</p> <p>中国銀保監会办公厅关于印发保險资产管理公司監管评级暫行办法的通知銀保監办发[2021]5号 http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/governmentDetail.html?docId=958449&itemId=879&generalType=1</p>	<p>(続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 評価点数と相応のランクについては以下の通りである <ul style="list-style-type: none"> ● 85点以上はA ● 70点以上85点未満はB ● 60点以上70点未満はC ● 60点未満はD ● 期限までに自社評価の結果を銀保監会に報告できない場合はD ➤ 評価の対象期間は前年の1月1日から12月31日。評価のプロセスについて、保険資産管理会社は自社評価を行った上で、その結果と関連資料を毎年5月末までに銀保監会に報告する。銀保監会はその結果を審査・評価を行った上で、評価結果を保険資産管理会社にフィードバックし、関連資料を保存する ➤ 本弁法の発布日から2021年12月31日までは試行期間であり、この期間内には評価結果に基づく監督管理措置は取らない。本弁法は2022年1月1日から全面的に施行する

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部・総括チーム 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : uei.zhang@mizuho-cb.com



政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。
本ビジネス・エクスプレスは原則、週次を目途に発行しております。

Copyright © 2021 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。